

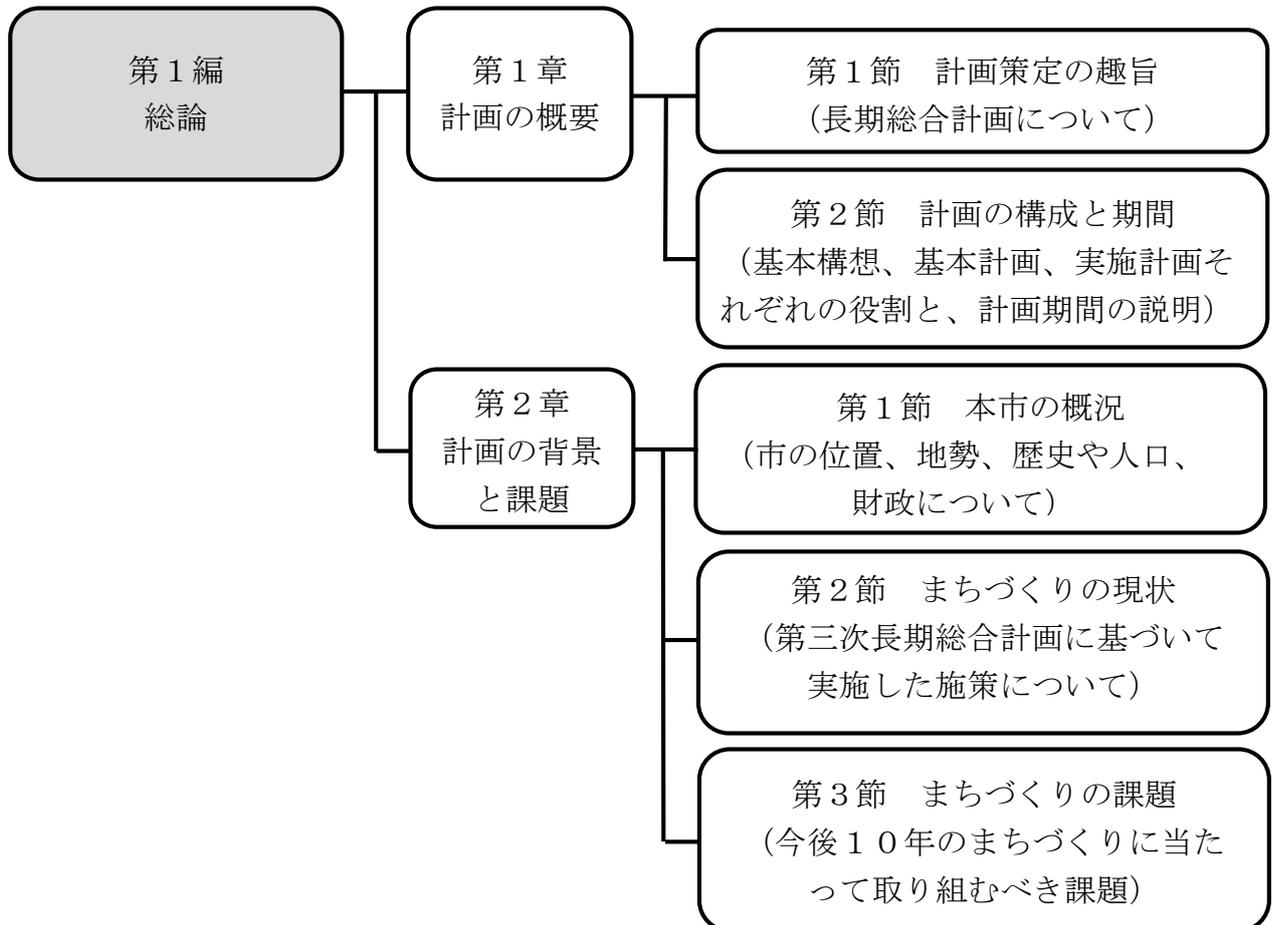
基本構想の策定について

1 基本構想の定義

第四次長期総合計画では、総論に続き、基本構想があります。今回の計画策定に当たっては、用語の整理のため、この2つを合わせて基本構想として取り扱わせていただきます。

2 第四次長期総合計画における基本構想の構成

(1) 第1編の構成



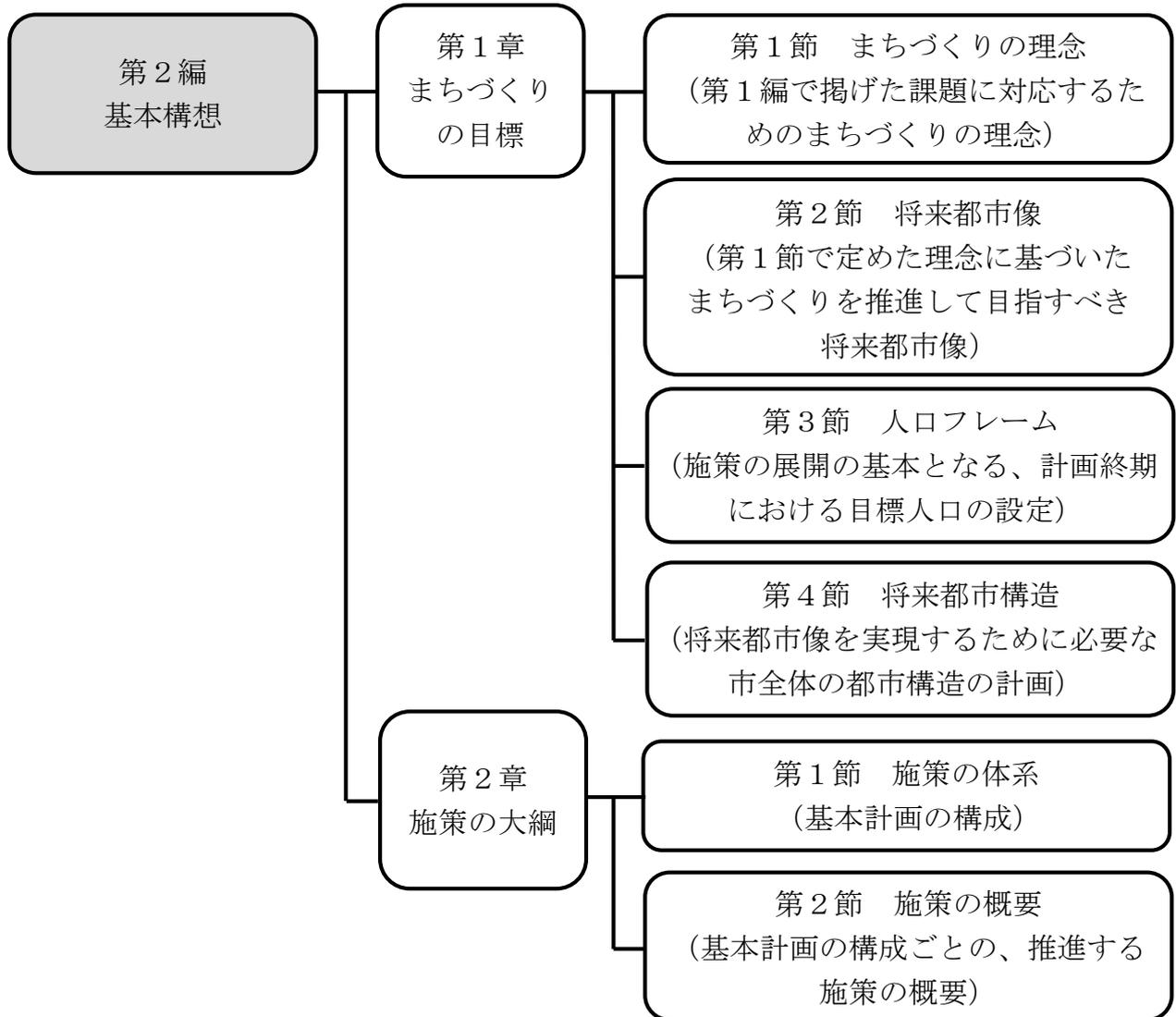
第1編では、長期総合計画の位置付けの説明と、市の現在の状況を分析し、今後のまちづくりの推進に当たって取り組むべき課題について記載しています。

ここで掲げている課題を解決することが、長期総合計画の目標となります。

(2) まちづくりの課題に掲げている事項

- みんなで支えあう地域社会の形成
福祉や子育て、教育など、地域社会の在り方
- 豊かな自然と快適な居住環境の調和
市の財産である自然と、住みやすい居住環境を調和させたまちづくり
- 地域資源の再認識と活用
市がこれまでの歴史で築いてきた「武蔵村山らしさ」を守り、活用する必要性
- 参加と協働によるまちづくりの推進
行政から市民への一方通行の施策ではなく、市民と市が互いに協力して地域社会を構築していきける仕組みの確立

(3) 第2編の構成



第2編では、長期総合計画の終期である10年後の市の姿を具体的な目標として設定し、目標を達成するために取り組むべき施策を定めています。

(4) 計画の大綱について

基本構想に定める計画の大綱に基づき、基本計画を策定することとなります。第四次長期総合計画の施策の体系は、以下のような構成となっています。

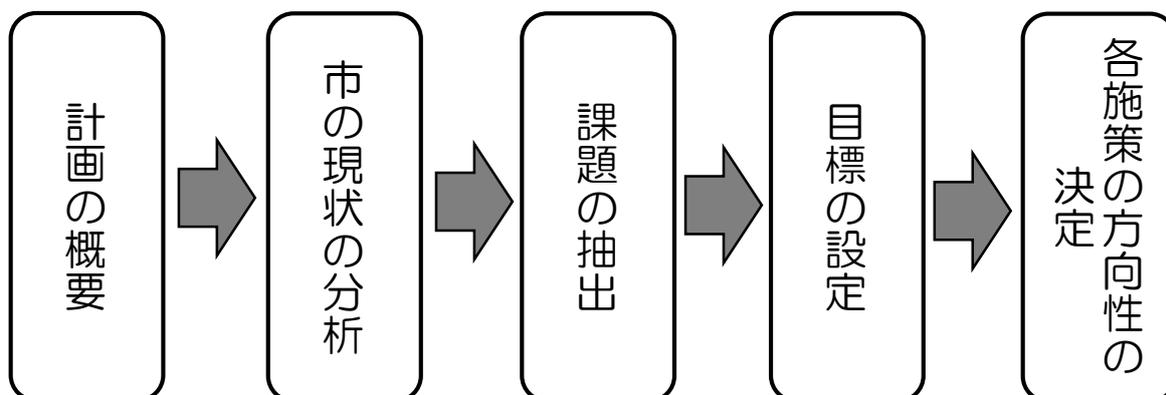
- 市民が自ら考え行動するまちづくり
(コミュニティや市民協働等について)
- 安心していきいきと暮らせるまちづくり
(安心・安全、健康、福祉等について)
- 誰もが自分らしく成長できるまちづくり
(人権・平和、教育等について)
- 快適で暮らしやすいまちづくり
(都市基盤、環境等について)
- 地域の資源を生かした特色あるまちづくり

- (産業、景観、文化等について)
- 計画の推進に向けて
- (行政や財政の運営等について)

2 第五次長期総合計画における基本構想の策定方法について

(1) 全体の構成について

第四次長期総合計画では、以下の図のような流れで基本構想が策定されています。



施策の方向性を定めるために必要な要素を効果的に設定するためには、同様の方法で検討を進めることが望ましいと考えられます。

また、現行の第四次長期総合計画との整合性を確保する意味でも、第五次長期総合計画の基本構想においても、同様の方法をとることを想定しています。

(2) 市の現状の分析及び課題の抽出

市の現状及び課題の抽出については、「武蔵村山市第五次長期総合計画基礎調査報告書」及び「武蔵村山市民意識調査報告書」を基に設定し、更に必要と思われる事項については、第五次長期総合計画策定委員会の専門部会で調査・研究することが想定されます。

(3) 目標の設定

第四次長期総合計画においては、目標の設定に当たって市民の意見等を取り入れています。第五次長期総合計画においても、市民ワークショップや武蔵村山市民意識調査でいただいた御意見を取り入れて、まちづくりの理念や市の将来像の設定をする予定です。

(4) 各施策の方向性の決定

以上の事項を基に、目標に向けてのまちづくりに対応した、専門部会等での各種施策の検討後に、素案等につきまして御協議いただきたいと思いますと考えています。